

令和5年 北秋田市農業委員会 第13回総会

1. 開催日時 令和5年12月15日（金） 午後1時30分から

2. 開催場所 北秋田市交流センター 1階 講堂

3. 出席委員（35名）

1番 櫻井 豊	2番 佐藤 稔	3番 宮腰 文義
4番 鈴木 豊	5番 佐藤 邦久	6番 中林 めぐみ
7番 長崎 成人	8番 堀部 聡	9番 多賀谷 テル子
10番 長岐 正	11番 松岡 英敏	12番 伊藤 鶴一
13番 土田 紀子	14番 藤島 喜美男	15番 成田 博幸
16番 寺田 一徳	17番 武田 響一	18番 武石 修一
19番 佐藤 茂延	20番 金田 悦子	21番 藤岡 智洋
22番 中嶋 力藏	23番 佐藤 利子	24番 松橋 利彦
25番 伊東 誠子	26番 出川 信久	27番 佐藤 政信
29番 澤藤 匠	30番 土濃塚 謙一郎	31番 野呂 義久
32番 若松 一幸	33番 佐藤 整	34番 金 俊英
36番 佐藤 篤史	37番 長岐 一志	

4. 欠席委員（1名）

28番 小笠原 千春

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

第 1	報告第26号	会務報告
第 2	報告第27号	専決処分の報告
第 3	議案第46号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 4	議案第47号	農地法第4条の規定による許可申請について
第 5	議案第48号	農地法第5条の規定による許可申請について
第 6	議案第49号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
第 7	議案第50号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について

第 8 議案第 5 1 号 北秋田農業振興地域整備計画変更案に対する意見について

7. 出席した事務局職員

局長 加藤 裕久 副主幹 簾 内 拓也 主査 疋 田 憲 匡

8. 議事録署名委員

13番 土田 紀子 14番 藤島 喜美男

9. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、只今より令和5年 北秋田市農業委員会 第13回総会を開会いたします。</p> <p>始めに欠席の届出がありましたのでご報告いたします。28番 小笠原千春 委員が欠席となっております。</p> <p>委員総数36名中、35名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>会長あいさつ（省略）</p>
議 長	<p>それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>議事録署名委員は当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議 長	<p>異議なしと認め当職より指名いたします。</p> <p>13番 土田 紀子 委員、14番 藤島 喜美男 委員にお願いします。</p> <p>それでは案件に入ります。「報告第26号会務報告」を事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案書2ページをお開きください。</p> <p>報告第26号 令和5年11月分会務報告です。</p>

まず、11月4日、秋田県農業委員会大会が潟上市で開催され、委員24名と事務局2名が出席しました。

6日は、第12回総会案件の現地調査を、委員4名と事務局2名で行っております。

7日には、令和5年度 北海道・東北ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が秋田市で開催され、女性委員6名と事務局佐藤副主幹が出席しました。

8日は令和5年度 第2回地域計画策定全県研修会、翌9日は農林水産フォーラムが秋田市で開催され、どちらも簾内副主幹が出席しております。農林水産フォーラムにおいては、若松委員が秋田県指導農業士の認定証書を授与されております。

また、13日には市町村農業委員会職員農業委員会サポートシステム操作研修会が秋田市で開催され、簾内副主幹が出席いたしました。

15日は第12回総会を開催しております。

21日～22日は、秋田県農業試験場と、岩手県北上市の(株)西部開発農産を訪問先として先進地視察研修を行い、委員18名と事務局2名が参加しました。

22日は秋田市で、第92回常設審議委員会が開かれ、疋田主査が出席しております。この会で当市に関する案件は1件が審議され、承認されております。

29日には県選出国會議員要請集会在東京都が開かれ、長岐会長が出席し、翌30日の全国農業委員会会長代表者集会にも引き続き出席しております。

また29日は第7回地域計画の策定に向けた先進的な地域とのWEB情報交換会に、簾内副主幹がオンラインで出席しております。

報告は以上です。

議 長

会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

次に報告第27号「専決処分の報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書3ページをお開きください。

報告27号「令和5年11月分 専決処分の報告」です。

表の11月の列をご覧ください。

(2) 非農地通知が6件、(4) 相続等による農地の権利取得の届出の受理が18件、(7) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理が6件、合計30件の処理を実施しました。

4ページからその内訳となります。

まず、(2) 非農地通知です。

(受付番号1番を朗読)

以下番号6番まで、合計12筆、14,998㎡となります。

つづいて5ページ、(4) 相続等による農地の権利取得の届出の受理です。

(受付番号1番を朗読)

以下、10ページから11ページにかけての受付番号18番まで、合計125筆、面積177,479.84㎡となっております。

次は11ページ、項目(7)の、賃借・使用権の合意解約等の届出の受理です。

(受付番号1番を朗読)

以下12ページの受付番号6番まで、合計21筆、面積38,168㎡となります。

報告は以上です。

議長

事務局から説明がありましたが、(2) 非農地通知について、現地を確認した委員からも説明願いたいと思います。

15番 成田博幸委員からお願いいたします。

15番

15番の成田です。

番号1番から6番の6件を報告させていただきます。

調査日は12月7日、調査員は20番 金田 悦子 委員、21番 藤岡 智洋 委員、22番 中嶋 力蔵 委員、23番 佐藤 利子 委員と私、事務局から加藤事務局長、疋田主査 の計7名でした。

番号1番と2番は隣接しておりましたので、まとめて報告します。申請地は、綴子字小糠沢の農地で、国道7号線の昭和化学工業の十字路から山側に曲がって1.2kmほど直進したところの山の中にありました。申請地は森林の様相を呈しており、農地として再生利用することは困難と判断しました。

番号3番から5番は一団の農地でありましたので、まとめて報告します。申請地は、米内沢から上小阿仁へのバイパス道の途中、長下処分場への入り口となる交差点から1kmほど上小阿仁村方面に進んだところがありました。申請地への到達が困難で、衛星写真で確認をおこない、申請地は森林の様相を呈しており、農地として再生利用することは困難と判断しました。

番号6番の、下杉字上清水沢の農地は、北秋田市民病院の十字路から400mほど、大野台工業団地の方にある林の中にありました。申請地への到達が困難で、衛星写真で確認をおこない、申請地は森林の様相を呈しており、農地として再生利用することは困難と判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 報告第27号につきまして事務局と成田委員からの説明が終わりました。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、次に進みます。

議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書13ページをお開きください。

議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和5年12月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

(受付番号1番を朗読)

以下、14ページの受付番号6番まで、合計15筆、面積14,712㎡となります。

なお、これらの件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。

農地法第3条第2項各号については15ページをご参照ください。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員からも説明願いたいと思います。

受付番号1番から3番を、20番 金田悦子委員から、受付番号4番から6番を、23番 佐藤 利子 委員からお願いいたします。

20番

20番の金田です。

申請番号の1番から3番の3件を報告させていただきます。調査日と調査員は、先程の報告と同様です。

まず、申請番号1番は資料の18ページから19ページになります。申請地は、あゆっこ温泉から桂瀬集落のほうへ1.2kmほど道沿いにまっすぐ、進んだところにある、住宅に隣接している農地でした。手入れされていてすぐ耕作できる状態とみられ、問題はありませんでした。

次に、申請番号2番は、資料の20ページから21ページになります。申請地は、川井・松ヶ丘集落に隣接する一団の農地の中で、中央を通る道路から入り、内陸線の線路を越えてすぐの場所にありました。

継続して耕作されている状態とみられ、問題はありませんでした。

次に、申請番号3番は、資料の22ページから25ページになります。鷹巣字西石巻の申請地は、米代川の堤防から伊勢町に接続する道路に隣接した場所にありました。鷹巣字愛宕下の申請地は、旧北星ボウルの駐車場に隣接した細い道路を120mほど進んだところにありました。いずれも手入れされていてすぐ耕作できる状態とみられ、問題はありませんでした。

以上で私の報告を終わります。

23 番

23番の佐藤です。

申請番号の4番から6番の3件を報告させていただきます。調査日と調査員は、先程の報告と同様です。

まず、申請番号4番は資料の26ページから27ページになります。申請地は北秋田市民病院の十字路から、大野台工業団地のほうへ250mほど道沿いにまっすぐ、進んだところにある住宅に隣接している農地でした。手入れされていてすぐ耕作できる状態とみられ、問題はありませんでした。

次に、申請番号5番は、資料の22ページから25ページになります。申請地は、米畑集落にある米畑会館に隣接している農地でした。継続して耕作されている状態とみられ、問題はありませんでした。

次に、申請番号6番は、資料の26ページから27ページになります。申請地は、美栄集落に隣接している一団の農地の中にありました。現在も耕作されていて、問題はありませんでした。

以上で報告を終わります。

議 長

議案第46号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。

それでは質疑に入ります。

議案第46号について何かご質問、ご意見等ございませんか。

7 番

7番 長崎です。1番についてですが、全面積で125,313円、10アールあたりが50,000円となっていますが、面積からして間違いではないでしょうか。

事務局

申し訳ありません、全面積と10アールあたりの金額が逆になっていました。訂正いたします。

議 長

ほかにご質問等ございませんか。

32 番 32番 若松です。今回、3条の申請のうち3件が農業の開始となっていますが、これは新規就農ということでしょうか。そうであればその辺の情報を教えていただきたいと思います。

事務局 今回農業の開始となっている3件については、家庭菜園や自家消費用の野菜を作る畑を取得するものです。

議 長 ほかにございませんか。

5 番 5番 佐藤です。申請番号の5番について、わずか501㎡で経営規模の拡大という申請事由になっていますが、どういうことでしょうか。譲受人の農地が隣接しているのであればわかりませんが。

事務局 基本的に、経営面積が増加する場合に、経営規模の拡大という事由となります。また、この申請では、譲受人の農地が隣接する場所にもなっています。

5 番 面積が増加して規模拡大というのはわかります。これまで規模拡大として申請されたものは隣接地の取得が多いと思います。わかりやすいように※印などで隣接地などと表記したらどうでしょうか。

事務局 それでは、今後そのように表記をしたいと思います。

議 長 ほかにご質問等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第46号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第47号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

では、議案書32ページをお開きください。

議案第47号「農地法第4条の規定による許可申請について」

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和5年12月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

(受付番号1番を朗読)

今回の農地法第4条の申請はこの1件のみで、この件については、常設審議委員会への諮問案件となります。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員からも説明願いたいと思います。

21番 藤岡智洋委員からお願いいたします。

21番

21番の藤岡です。

申請番号1番を報告させていただきます。調査日と調査員は、先程の報告と同様です。

申請番号1番は、資料の33ページから36ページになります。申請地は緑ヶ丘集落のはずれにあり、大野台ゴルフ場へ続く道路に隣接してありました。植林の転用申請でしたが、申請地の周辺は山林や空き家の住宅で農地はなく、周辺の農業への影響はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長

議案第47号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。

それでは質疑に入ります。

議案第47号について何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第 4 7 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第 4 8 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を
議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 37 ページをお開きください。
議案第 4 8 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」
農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議
を求める。

令和 5 年 12 月 15 日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

(受付番号 1 番を朗読)

この案件は追認案件であり、また、常設審議委員会への諮問案件となり
ます。

農地法第 5 条の許可申請は以上 1 件です。

ご審議の程よろしくお願いします。

議 長 事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行
なって頂いた委員さんからも説明を願いたいと思います。

2 2 番 中嶋力藏委員から説明願います。

22 番 2 2 番の中嶋です。

申請番号 1 番を報告させていただきます。調査日と調査員は、先程の報
告と同様です。

地番などは事務局の説明にあったとおりで、所有者は富山県に住んで
います。譲受人は現地が所在する集落の代表の方です。現地は自治会館の

敷地として使用されており、40 数年が経過しています。私たち委員は、土地家屋調査士さんの立ち会いのもと調査を行い、許可相当と判断しました。また、周囲の農地、農業への影響はないものと見受けられました。資料の 38 ページから 41 ページを参考にいただければと思います。

私からの報告は以上です。

議 長 議案第 4 8 号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。

質疑に入ります。

議案第 4 8 号について何かご質問、ご意見等ございませんか。

5 番 5 番の佐藤です。譲受人が個人名となっていますが、自治会集会所用地に供するというので、所有権移転後の登記名義は個人となりますか、自治会となりますか。

事務局 自治会が地縁団体ではないため、譲受人個人名義の登記となります。なお、既に建築されていた建物も未登記であるため、許可がおりてから登記するということです。

議 長 ほかに質問はございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。議案第 4 8 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第 4 9 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 42 ページをお開きください。

議案第 49 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」

農業経営基盤強化促進法 附則 第 5 条の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和 5 年 12 月 15 日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

今回は所有権移転はありません。利用権設定から説明します。

(受付番号 1 番を朗読)

以下、48 ページから 49 ページにかけての受付番号 11 番まで、合計 49 筆、面積が 146,166 m²となります。

つづいて 50 ページから一括方式になります。

(受付番号 1 番を朗読)

以下、54 ページから 55 ページにかけての受付番号 8 番まで、合計 33 筆、47,261 m²となります。

以上の議案第 49 号に関する案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

議案第 49 号につきまして事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 49 号中、一括方式の受付番号 4 番から 8 番を除いた件について質疑に入ります。

何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第 49 号のうち、一括方式の受付番号 4 番から 8 番を除いた件について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

つづいて、議案第49号中、一括方式の受付番号4番から8番についてですが、この件については、32番 若松一幸 委員との関連がありますので退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：32番 若松一幸 委員)

議 長 会議を再開し、質疑に入ります。

議案第49号中、一括方式の受付番号4番から8番について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第49号中、一括方式の受付番号4番から8番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：32番 若松一幸 委員)

議 長 会議を再開いたします。

つづいて、議案第50号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づ

く農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、56 ページをお開きください。

議案第 50 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、下記農用地利用集積等促進計画の決定について意見を求める。

令和 5 年 12 月 15 日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

(2 件について説明)

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

議案第 50 号につきまして、事務局の説明が終わりました。

それでは、質疑に入ります。

議案第 50 号について何かご質問、ご意見等ございませんか。

32 番

32 番 若松です。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画というのは耳慣れないですが、農地中間管理機構を通して一括方式で契約されたものが途中解約され、新たに受け手が見つかって残りの期間を契約する場合に、この農地中間管理事業の推進に関する法律が適用されると考えてよろしいでしょうか。

事務局

これは今年の 4 月に市が事務の権限移譲を受けたもので、今回が 2 例目になりますが、受け手が利用権を解約して、中間管理機構が中間保有していたものに、新たな受け手が見つかって利用権の再設定を行うものです。

32 番

利用権を解約して、再度一括方式での契約になるのではなく残りの期間を引き受けるということで、この形になるということでしょうか。

事務局

いったん全てを解約して最初から新たに契約となれば、基盤法の一括方式になりますが、今回の場合は受け手の交代という形で残りの期間の

契約をするということで、こちらの法律に基づくものになります。

議 長 ほかにございませんか。

（ なしの声 ）

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第50号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声 ）

議 長 異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第51号「北秋田農業振興地域整備計画変更案に対する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 58 ページをお開きください。

議案第51号「北秋田農業振興地域整備計画変更案に対する意見について」

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により変更案について意見を求める。

令和5年12月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

（除外1件について説明）

ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 議案第51号につきまして、事務局の説明が終わりました。

それでは、質疑に入ります。

議案第51号について何かご質問、ご意見等ございませんか。

（ なしの声 ）

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第51号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

以上で本日の提出議案の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第13回定例総会を閉会します。